

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書

糸満市農業委員会会長 殿

令和 4年 5月 13日

譲受人 糸満 太郎

糸満 次郎

黒色太枠の部分は訂正の効かない箇所となっています。
※記入ミスした時は新たに作成して下さい。

このため、農地法第5条第1項第6号の規定によって、届出ます。

1当事者の住所等	当事者の別	氏 名			住 所			職 業	年 齢
	譲 受 人	糸満 太郎			糸満市字照屋〇〇番地〇			農業	39
	譲 渡 人	糸満 次郎			同上			無職	86
2土地の所在等	土 地 の 所 在				地 目	面積 (㎡)	土地所有者		耕 作 者
	市 町 村	大 字	字	地 番	登記簿 現 況		住所 氏名	住所 氏名	
	糸満市	照屋	伊皿原	〇〇番〇	畑	950㎡の内450㎡			
計 450 ㎡ (田 ㎡ 畑 450 ㎡ 採草放牧地 ㎡)									
3権利を設定し又は、移転しようとする契約の内容	権 利 の 種 類	権利の設定、移転の別		権利の設定、転移の時期		権利の存続期間		そ の 他	
	所有権 賃貸借 使用貸借	設 定 移 転		受理後		永年		市街化区域	
4転用計画	(1)転 用 の 目的	共同住宅建築			(2) 開発許可を要しない転用行為にあっては都市計画法第29条の該当号				
	(3)転 用 の 時 期	工事着工時期		令和 4年 6月 1日					
		工事完了時期		令和 4年 12月 31日					
	(4)転用の目的に係る事業又は施設の概要	種類	数量(棟数)	建築面積	必要面積	取水・排水施設等			
共同住宅		1	194.68 ㎡	450 ㎡	完備				
5転用することによって生ずる付近の土地・作物等の被害の防除施設の概要	周辺地に被害は与えません。万一、被害が生じた場合は責任をもって対処します。								
	訂正欄 ここは捨て㊦になるので前もって押して貰う。認め印でも可。								
糸農委第									
上記による届出についてはこれを受理し、令和 年 月 日にその効力が生じたので、農地法施行令第10条第2項の規定により通知する									
令和 年 月 日									
糸満市農業委員会会長									
平成 年 月 日 訂正、再交付									

地目(田)+(畑)+(採草放牧地)の合計

申請面積が一部利用の場合は950㎡のうち450㎡と記入する。

延床面積ではありません。

工事着工と工事完了は計画予定の期日を記入して下さい。すでに、工事を着工している場合は、届出と一緒に始末書を添えて提出してもらおう。